

景観まちづくり推進

? なぜこの事業を行っているのですか？

台東区には、古くからの寺社や下町風情の残るまちなみ、上野公園のような自然豊かな風景など多様な景観資源があります。これらは重要な資源であり、今ある都市景観をさらによくしていくとともに新旧調和した台東区らしい景観を創造していくことが重要です。

景観まちづくりでは、台東区の生活様式や文化と調和し、地域住民の愛着・誇りにつながるまちなみを目指して様々な取組みを行っています。

? どのようなことを行っていますか？

●台東区景観条例（[解説①](#)）に基づく事前協議および景観法（[解説②](#)）に基づく届出

景観に影響を及ぼすと考えられる一定規模以上の建物や看板などについて、景観の専門家の意見をもとに、区と事業者が話し合い、色彩や大きさなどデザインの誘導を行っています。また、その結果を台東区に届出してもらっています。

●景観に関するイベントの実施

「小学3年生まちなみ絵画コンクール」「景観セミナー」などのイベントを通じて、景観まちづくりの大切さを区民と共有しています。

●景観まちづくり協定の認定

商店街など、特定の地域の人々がつくった景観に関するルールを区が認定し、地域の個性を活かした景観まちづくりを支援しています。



景観上重要な場所となっている隅田川

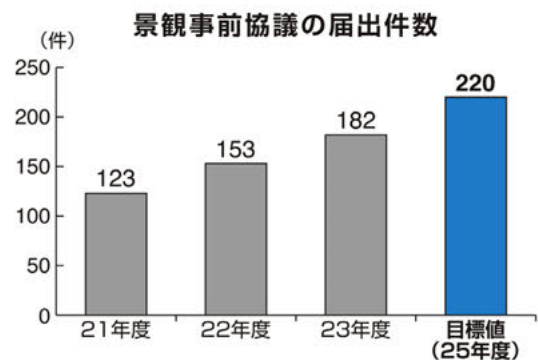


多様な景観資源が点在する浅草周辺

？ 事業の進み具合はどうか？

台東区は平成23年8月に景観行政団体（※解説③）となり、同年12月には台東区景観計画（※解説④）を策定しました。これにより景観法に基づく届出も開始され、以前より小規模な建物も協議を行うようになったため、平成23年度の事前協議の届出は182件となりました。平成25年度は220件を目標とし、さらなる届出件数の増加が見込まれます。

また、平成23年度に実施した「小学3年生まちなみ絵画コンクール」では19校・983点の応募があり、「景観セミナー」では定員を上回る応募があるなど、区民の景観に対する意識も高まってきています。



(資料：都市計画課)

？ 今後はどのように取り組んでいくのですか？

台東区は景観法に基づく景観行政団体となって、台東区景観計画を策定し、台東区独自の景観の取り組みが可能となりました。

今後とも、さらなる景観まちづくりを進めるために、区民や事業者と協働（※解説⑤）し、台東区の地域の魅力や活気を高める景観まちづくりを進めていきます。

■この事業に関するお問合せは■

都市づくり部都市計画課

03-5246-1364

【解説】

①台東区景観条例

景観法の制度を反映して平成23年に改正した条例のことです。景観まちづくりを進める上での基本的事項が記されています。

②景観法

良好な景観づくりのための基本理念や制度、支援、それに関わる国や地方公共団体などの役割を記した、我が国で初めてとなる景観についての総合的な法律のことです。

③景観行政団体

景観法に基づく景観行政の担い手として認められた団体の名称です。

④台東区景観計画

景観法により、景観行政団体は、良好な景観の形成に関する計画（景観計画）を定めることができるとされています。区の景観特性を分析して、景観形成の考え方や今後の展開を示すとともに、景観法に基づく事項を定めた計画です。

⑤協働

立場の異なるものが、同じ目標に向かって、協力して活動していくことです。

都市防災不燃化促進

? なぜこの事業を行っているのですか？

東日本大震災のような大地震のときには、多くの住宅・建築物が倒壊したり、大規模な火災が発生するおそれがあります。大震災時には、市街地火災の延焼を防止し、避難者の安全な避難が可能となるように、避難する場所とそこへ通じる道路周辺の区域の木造建築物を耐火建築物（※解説①）に建替え、延焼遮断帯（※解説②）を造ることが重要になってきます。

? どのようなことを行っていますか？

台東区では昭和60年より、防災上、早急に整備する必要がある避難路等の地域を指定し、区域内で一定の基準に合った耐火建築物を建築した方に、建築費の一部を助成しています。

今までに、区内3ヶ所の地区で事業を行い（吉野通り・橋場通り地区、蔵前二丁目地区、不忍通り池之端地区）、現在は土手通り・地方橋通り地区で事業を行っています。



建替え前



建替え後

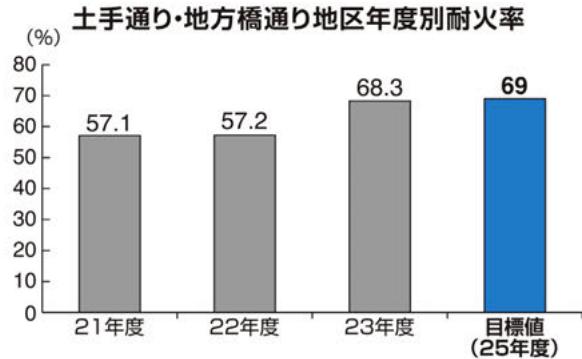
※助成には、「基本助成」と「加算助成」の2種類があります。

【基本助成】 助成額は240万円からで、助成対象床面積（建築物の地上1階から3階までの延床面積の合計）に応じて金額が増えます。

【加算助成】 一定の要件を満たすことでさらに助成されます。（共同建築加算、三世帯住宅加算、仮住居費、住宅型不燃建築物助成）

？ 事業の進み具合はどうか？

土手通り・地方橋通り地区の年度別耐火率（※解説③）は、事業が始まった年度から毎年上がっています。事業開始当初は、47.6%でしたが、平成23年度に実態調査を行ったところ、68.3%を達成しています。



（資料：地区整備課）

？ 今後はどのように取り組んでいくのですか？

事業終了予定の平成26年度までに、地区内の耐火率70%の達成を目指します。

耐火率を向上させるために、現地でのパンフレット配布などの周知活動を引き続き行い、対象地区内の木造建築物の耐火建築物への建替えを促進していきます。



助成対象区域（土手通り・地方橋通り地区）

■この事業に関するお問合せは■

都市づくり部地区整備課

03-5246-1365

【解説】

①耐火建築物

鉄筋コンクリートのような耐火性のある材料で主要部分をつくり、窓や出入口に網入りガラスや防火扉をつけるなど、建物全体として耐火性の高い建築物のことをいいます。

②延焼遮断帯

大震災時に、市街地火災の延焼を阻止するため、道路などの都市施設と、それらの沿線に建つ耐火建築物によって作られる帯状の不燃空間のことをいいます。

③耐火率

すべての建築物の建築面積（建物を真上から見たときの面積）に対する耐火建築物の建築面積の割合のことをいいます。

防災行動力の向上

？ なぜこの事業を行っているのですか？

実際に大災害が起きてしまった場合には、まず落ち着いて避難し、自分の身の安全を確保すること（自助）が大切です。次に、周りの状況を把握し、助けを求めている人がいれば、近所の人と力を合わせていく必要があります（共助）。

そのためには、区民の皆さんが日頃から防災訓練などに参加して、常に防災意識を持つとともに、災害時には自ら対応できる行動力を身につけておかなければなりません。

区では、警察署や消防署などと連携して、地域へのバックアップ体制を整えると共に、区民の皆さんの生命、身体及び財産を守るため、「災害に強い台東区」の実現に向けた取り組みを進めています（公助）。

？ どのようなことを行っていますか？

●総合防災訓練（年1回）

大規模災害により台東区内でも相当の被害が発生したことを想定し、地区町会連合会や台東区及び防災関係機関との合同による訓練を実施します。

●避難所単位防災訓練（年6～12回）

町会の方々を中心として、避難所【[解説①](#)】の開設・運営等に関する訓練を行い、同じ避難所に避難する予定の方々との連携を深め、行動体制の確立を図っています。



総合防災訓練の様子

●防災指導者講習会（年1回）

町会や住民防災組織【[解説②](#)】の中で、指導的な役割をしていただく方などを対象に、防災の基本的な知識・行動力及び指導力の育成を目的に行う講習会です。平成23年度は宮城県大崎市の方々をお招きし、東日本大震災時の体験談を語っていただきました。

●防災フェア（年1回）

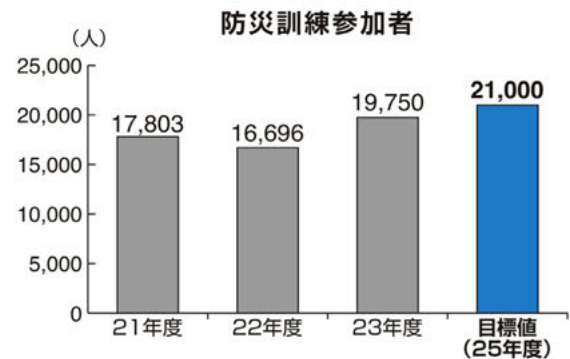
参加団体の防災パネル、災害用備蓄品の展示や起震車による地震体験、防災クイズラリーなど、楽しみながら防災について学べる場です。平成24年度は、平成25年3月10・11日に生涯学習センターで開催予定です。

? 事業の進み具合はどうか？

平成23年度の総合防災訓練は、上野・金杉地区連合町会を中心に、32町会・39機関で総勢1,974名の方に参加いただき実施しました。

当日は、上野公園内正岡子規記念球場などで31項目の訓練を行い、参加者から「いろいろな体験をして、災害時にどう行動すべきか真剣に考えるきっかけになった。」という声を多数いただきました。

その他、区内の各地域での訓練にも、多くの方が参加しています。



(資料：災害対策課)

? 今後はどのように取り組んでいくのですか？

東日本大震災の経験を踏まえ、実際の災害発生時に防災訓練の成果を活かせるよう、平成24年度からは避難所単位防災訓練の実施回数を増やします。

また、帰宅困難者対策や避難所運営といった事業にも、よりいっそう力を入れていきます。

このような取り組みを通して、1人でも多くの区民の皆さんに災害時の一時集合場所【[解説③](#)】や避難所などを確認してもらいたいと思います。そして、何よりも災害時には自助・共助の意識が大切だということを伝えていきます。

■この事業に関するお問合せは■

危機管理室災害対策課

03-5246-1093

【解説】

①避難所

災害によって、住んでいる家が倒れたり燃えたりしてしまった人達などを受け入れ、宿泊や給食等の救援を行う施設です。台東区では、区立小・中学校や都立高校、区施設を避難所として指定しています。

②住民防災組織

防災団ともいい、災害時に被害を最小限に食い止めるため、地域住民により町会ごとに組織されたものです。主な活動としては初期消火や救出救護、避難誘導などを行います。

③一時集合場所（いっときしゅうごうばしょ）

発災時に町会単位で一時的に集まるための場所で、公園や学校等がこの一時集合場所として指定されています。ここで近所の方々の安否を確認し、必要であれば、その後避難所に移動します。

緑の基本計画

? なぜこの事業を行っているのですか？

台東区は、上野公園や隅田公園など緑の多い公園がある一方で、まちなかには緑が少ない状況です。区内に少しでも緑を増やすために、平成4年に「東京都台東区みどりの条例」を制定するとともに、平成13年度には、緑の分野の総合的な計画として「台東区緑の基本計画」を策定するなど、緑化の推進に関する取り組みを積極的に行ってきました。

しかし策定から10年が経過し、地球規模の環境問題に対する意識が高まり、区の緑を取り巻く状況は大きく変化しています。

そこで、地球温暖化・ヒートアイランド現象対策、生物多様性（[☞解説①](#)）への配慮など、様々な視点から効果的な緑化を推進するため、平成24年3月に新たな「緑の基本計画」を策定しました。

? どのようなことを行っていますか？

新たな「緑の基本計画」では、基本理念を「まちを彩る緑がつながり、ひろがる したまち台東」としており、この基本理念の達成に向けた取り組みとして、平成24年度から33年度までの今後10年間に実施する4つの取り組み方針と55の具体的な事業を盛り込んでいます。

【主な事業】

●みどりのカーテンの普及啓発

小中学校を中心とした区の施設にみどりのカーテンを設置しています。また、区民の皆さんにも「みどりのカーテンプロジェクト」としてゴーヤの苗を配布し、みどりのカーテンの設置を推進するとともに、「みどりのカーテンコンテスト」を開催し、大きさや育て方に特徴のあるみどりのカーテンを表彰しています。

●緑の下町散歩道の設定

七福神巡りのコース等を活かしながら、寺社や公園、街路樹の緑や、特徴あるまちなみをめぐる「緑の下町散歩道」を設定します。

また、パンフレットや区のホームページを用いて、ボランティアガイドと協力して散歩道のルートや見どころの紹介を行っていきます。

●たいとう樹木マップの作成

保護樹木に指定されている大径木（[☞解説②](#)）や地域の方々が親しみを持っている樹木、珍しい種類の樹木などを広く区民に知ってもらい、地域資源としての活用を促進するとともに、樹木の保護意識の醸成を図ることを目指して、区民の皆さんと事業者、区が協力して「たいとう樹木マップ」を作成しています。

？ 事業の進み具合はですか？

区では、区民の皆さんや学識経験者に参加してもらい、「台東区みどりの審議会」を設置しています。台東区みどりの審議会では、今後、各事業の進み具合の確認や団体間の情報共有を行い、計画全体を効果的に進めています。

？ 今後はどのように取り組んでいくのですか？

台東区みどりの審議会において、各事業の進み具合を、「PDCAサイクル（⇒解説③）」を活用して管理し、基本理念である「まちを彩る緑がつながり、ひろがる したまち台東」の達成に向けて、各事業を効率的に進めていきます。



台東区緑の基本計画

■この事業に関するお問合せは■

環境清掃部環境課

03-5246-1323

【解説】

①生物多様性

一般的には、多様な生物が存在していることを指します。生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上に生息・生育する全ての生物種の多様性とその遺伝子の多様性、さらに地域ごとのさまざまな生態系の多様性を意味します。

②大径木

地上から1.2mの高さで、幹の周りの長さが90cm以上の樹木を指します。

③PDCAサイクル

各事業を計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のプロセスで実行し、このプロセスをらせん状に繰り返す（サイクルさせる）ことによって、品質の維持、向上、業務改善をする考え方です。

Plan……目標を設定して、それを実現するためのプロセスを設計する。

Do……計画を実施し、その効果を測定する。

Check…測定結果を目標と比較するなど分析を行なう。

Act……プロセスの継続的改善、向上に必要な措置を実施する。

台東区歴史・文化検定

? なぜこの事業を行っているのですか？

台東区は、寺社を中心に栄えてきた都内でも有数の歴史のある区です。近世以降は上野・浅草を中心に街が整備され、一般の人はもとより大勢の文化人が行きかい、日本の歴史・文化の中心を担ってきました。近代には経済・産業の面でも日本を支え、強い日本の礎を築きました。

このような台東区の歴史や伝統、文化を子どもたちに知ってもらい、郷土に誇りと愛情を持ってもらうことがこの事業のねらいです。

? どのようなことを行っていますか？

台東区の歴史をはじめ、各時代の暮らし、活躍した人物、伝統・文化などについて、児童が楽しく理解できるよう写真や図版を豊富に使用した「台東区歴史・文化テキスト」を作成し、区立小学校5・6年生に配付しています。

平成22年度からは、子どもたちに日ごろの学習成果を発揮してもらうとともに、台東区の歴史・文化により興味を持ってもらえるように、歴史・文化検定を行っています。

平成23年度 歴史・文化検定

対象者：小学5・6年生及び中学生

内容：対象者のレベルに合わせた
2種類の検定（出題数：50題）

試験時間 45分

年1回実施



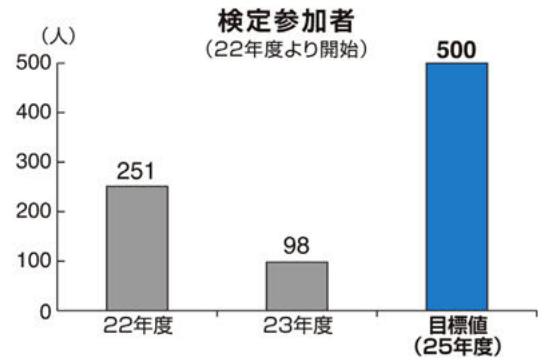
歴史・文化検定会場の様子

? 事業の進み具合はどうか？

平成22年度から歴史・文化検定を実施しています。

また、大人の方にも利用していただけるよう、区立図書館でも「台東区歴史・文化テキスト」の貸出しを行っています。

平成23年度から、歴史・文化検定の受験対象者を中学生まで拡大するとともに、浅草文化観光センターや生涯学習センターなどで、「台東区歴史・文化テキスト」の有償配布もはじめました。



(資料：生涯学習課)

? 今後はどのように取り組んでいくのですか？

現在、これまでの内容を充実させた「台東区歴史・文化テキスト」の改定版を作成中です。

今後は、より多くの子どもたちが台東区の歴史や伝統、文化を知り、引き継ぐきっかけとなるよう、歴史・文化検定の一層の周知を図っていきます。



台東区歴史・文化テキスト

歴史・文化テキストの内容

- 第1章 学ぼう歴史 - 台東区の歴史 -
- 第2章 のぞこうらし - 暮らしと趣味 -
- 第3章 うけつごう技と伝統 - 台東区の歴史 -
- 第4章 見てみようまちの風景
- まちの形と交通 -
- 第5章 出かけようお祭り
四季の祭りと行事 -
- 第6章 めぐろう私たちのまちのたからもの
- 語り継ぐ寺と神社 -
- 第7章 伝えようゆかりの人々
- 学問・美術・音楽・文学 -
- 第8章 探してみよう日本ではじめて
- 日本はじめて物語 -
- 第9章 たずねてみよう資料館と歴史あるたてもの
- 台東区内の文化施設 -

■この事業に関するお問合せは■

教育委員会（生涯学習担当）生涯学習課

03-5246-5852